

=お知らせ=

希望番号等の交付開始までの期間延長について

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、希望番号及び再交付・交換のナンバープレートの申込みから交付開始までの期間が下記のとおり延長されることとなりました。ご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

1. 実 施日 令和2年5月1日（金）から当面の間

2. 延長期間 登 録 車 ペイント式 4営業日から 8営業日に延長
　　〃 字 光 式 4営業日から 10営業日に延長
　　〃 図 柄 入 り 10営業日から 15営業日に延長
軽 自 動 車 ペイント式 4営業日から 8営業日に延長
　　〃 字 光 式 5営業日から 10営業日に延長
　　〃 図 柄 入 り 10営業日から 15営業日に延長

ご不明な点につきましては窓口にお問合せください。

(一財)関東陸運振興センター

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の要請を受けた

令和2年度「春の連休時における交通安全運動」の実施について

先月お知らせしました、「春の連休時における交通安全運動」につきまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止に向けた外出・移動の自粛等、全国で緊急事態措置を行っているため、行楽客の往来による道路の混雑等により、交通事故発生への懸念は低いものと予測されているものの、次の理由から予定予定通り「春の連休時における交通安全運動に取り組んでいただきますよう、よろしくお願いします。

『春の連休時における交通安全運動』に取り組んでいただく理由

- 交通閑散な道路状況に気を緩める自動車の運転が見受けられること。
- 学校が休業している中、児童・生徒が公園へ出かけて運動するなど交通事故の発生が懸念される状況にあること。
- 県外からの二輪車が例年並みに県内道路を通行しているとの報告があること。

レジ袋提供時有料化へのお知らせについて

本年7月1日より、ごみ減量化のルールを定める「容器包装リサイクル法（容リ法）」が施行され、国内事業場でレジ袋の無償提供が禁止されます。

当会も、窓口等で商品販売時にレジ袋を使用しておりますが、7月1日以降については、
1枚5円(税込)を頂きます。

記録簿・商品等をご購入の際には、エコバック等のご持参にご協力下さい。

騒音計の検定について(指定工場の皆様へ)

本年度の標記検定は、次により実施されます。

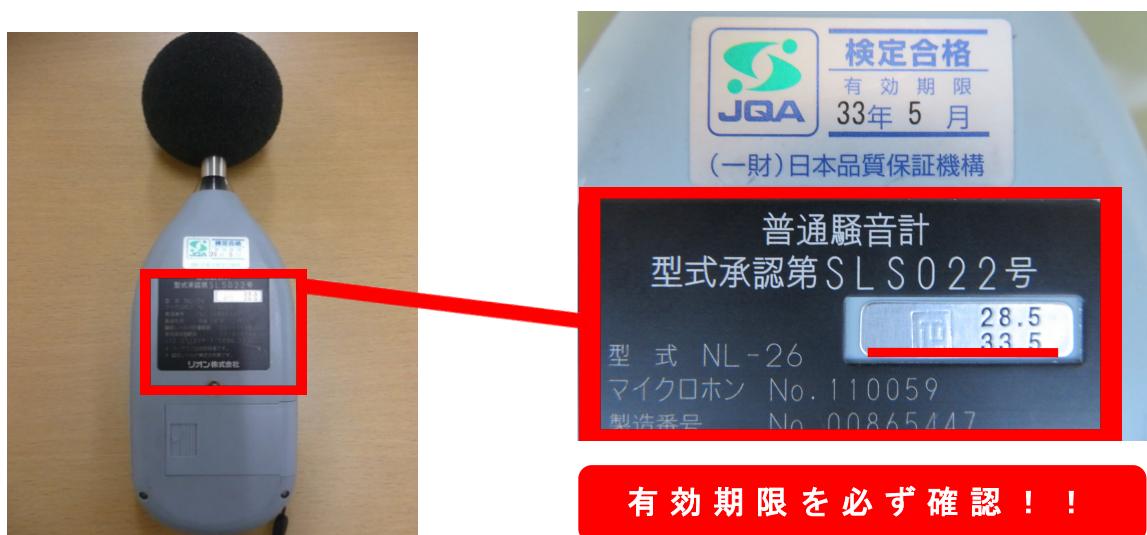
指定整備工場においては、騒音計有効期間(前回検定から5年間)を確認され、該当する場合は、必ず検定を受けられますよう、お知らせいたします。

検定の有効期限を越えての指定整備は行えませんのでご注意下さい。

なお、当日は検定のための預かりは出来ませんので、ご了承よろしくお願ひします。

1. 日 時 5月27日(水)9:30~15:00
(受付 9:30~14:00)
2. 場 所 (一社)山梨県自動車整備振興会 実習場
3. 実施者 (一財)日本品質保証機構 計量計測センター
TEL 042-679-0147
4. 検定料 18,300円

騒音計の裏側



令和2年度マイカー点検キャンペーン・スローガン決定について

標記キャンペーンのスローガンの募集につきましては、全国から9,807通の応募があり、選考委員会にて厳選なる審査を行った結果、下記のスローガンを令和2年度のキャンペーン・スローガンとして決定しましたのでお知らせします。

《スローガン》

『ニッポンの 安心つなぐ マイカー点検』

車検・点検案内はがき「お楽しみくじ」4月分当選発表

事業場	認証	支部	事業場	認証	支部
有泉自動車(株)	788	甲府東	新津モータース	413	南アルプス南
(有)清国自工	881	甲府西	前沢自動車工業	749	南アルプス北
(有) 笹本自動車整備工場	912	甲府西	八田自動車整備工場	760	南アルプス北
三友自動車工業(有)	15	甲府南	功刀モータース	213	市川
(有)アユザワ自動車	127	甲府南	河野自動車整備工場	963	市川
(株)キリン自動車	411	甲府南	(株)稻葉工業	63	南巨摩南
(有)大久保自動車工業	983	甲府南	中富自動車整備工場	682	南巨摩北
青木自動車商会	407	甲府北	オートショップ渡辺	1197	南巨摩北
東洋モータース	972	甲府北	小澤自動車工業	931	東八
末木モータース	431	峠北	長田自動車整備工場	941	東八
藤原モータース	724	峠北	(有)カドックVJオート	406	塩山
(有)輿石自動車工業	665	韮崎	羽中田自動車工場	162	岳麓
田中自動車工場	996	韮崎	岳麓マツダ自動車(株)	292	岳麓
ボディーショップフカサワ	986	韮崎	(株)カネキ自動車	170	都留
ヤザキオート	1151	韮崎	杉林モータース	786	都留

『不正改造車を排除する運動』について

令和2年6月1日（月）～6月30日（火）の1ヶ月間は

「不正改造車排除強化月間」

「不正改造車を排除する運動」の実施に関する国土交通省の通達がありましたので、お知らせ致します。令和2年度においても、全国的に不正改造車の排除のための諸活動になお一層強力に取り組むよう本運動の趣旨・実施事項等を踏まえ、ご協力をお願いします。

なお、本運動のポスターと不正改造車排除マニュアルを、会員の皆様に配布いたしますのでご利用下さい。



【目的】

我が国の自動車保有台数は、令和元年8月末現在で8,200万台を超えており、自動車が国民生活にとって欠かすことのできない移動・輸送手段となっている。一方、昨年の交通事故による死者数は3,215人、負傷者数は46万人と減少しているものの、依然として多くの方が被害に遭われている厳しい状況が続いている。また、負傷者の中には、本人と家族の人生を一変させるほどの重度の後遺障害を負う人もなお多い状況である。

さらに、我が国の大気環境については、いずれの大気汚染物質においても近年環境基準の達成状況に改善傾向がみられるものの、二酸化窒素（NO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）及び微少粒子状物質（PM_{2.5}）の環境基準が達成されていない地域が一部残っている状況である。

また、自動車交通騒音に係る環境基準達成状況についても、近年、全体としては緩やかな改善傾向であるものの、環境基準が達成されていない地域においては改善すべき余地が依然として大きく、未だ多くの自動車交通騒音に関する苦情が寄せられている状況にある。

このような状況の中、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車については、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっていることから、社会的にもその排除が強く求められている。

特に、部品の取付けや取外しによって保安基準に不適合となったものの、違法であるとの認識のないままに改造を行っている自動車使用者のほか、自動車使用者に保安基準に適合しない自動車を販売するため車検時に基準適合させつつ車検後に部品の取付けや取外しする不正改造を行う事業

者、更にはそのような不正改造車について、検査での合格を強要する悪質な事業者もいる状況にあり、依然として、令和元年においても、大型トラックの荷台上部に「不正なあおり」を付ける不正改造をし、道路運送車両法違反の疑いで書類送検された事案が発生しているところである。

このため、「自動車点検整備推進運動」など他の運動等との連携を図った相乗効果をねらいつつ、自動車関係団体等の協力を得て、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開することにより、国民世論の不正改造排除気運を一層高めるとともに、自動車ユーザーへ不正改造の認識を浸透させることにより、車両の安全確保・環境保全を図り、ひいては国民の安全・安心の確保を確実に実現する。

【実施事項】

1. 重点排除項目

- (1) マフラーの切断・取外し及び騒音低減機構を容易に取外せる等の基準不適合マフラーの装着
- (2) タイヤ及びホイール（回転部分）の車体外へのみ出し
- (3) 大型貨物自動車の速度抑制装置の取外し、解除又は不正な改造、変更等
- (4) 前面ガラス並びに運転者席及び助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付（貼付状態で可視光線透過率70%未満）

2. 基本排除項目

- (1) 前面ガラスへの装飾板の装着
- (2) 直前直左の周辺状況を確認するための鏡、又はカメラ及び画像表示装置の取外し
- (3) 灯光の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け並びに保安基準上、装備が義務化されている灯火器（例：側面方向指示器）の取外し
- (4) 土砂等を運搬するダンプ車の荷台にさし枠の取付け及びリアバンパ（突入防止装置）の切断・取外し
- (5) 基準外のウイング（エア・spoイラ）の取付け
- (6) シートベルト警報装置を解除する用品等の取付け
- (7) 不正な二次架装
- (8) 不正軽油燃料の使用

3. 地方独自排除項目

各地方運輸局又は各運輸支局は、上記1及び2の排除項目のほか、地域の事情や要請を考慮した 地域独自の排除項目を設定するよう努めるものとする。

なお、ディーゼル黒煙を悪化させる「燃料噴射ポンプの封印の取外し」の項目については、協議会構成団体の地方組織と協議のうえ、設定する。

4. 自動車整備事業者における実施事項

「不正改造車を排除する運動」のポスターを掲示する等により、自動車ユーザーに不正改造防止を周知し不正改造車の排除に努めるとともに、「不正改造車排除マニュアル」等を活用して、下記事項を実施して下さい。

- (1) 不正改造車の排除のための啓発等
 - 適正な整備・改造の推進
 - 従業員に対する指導等
- (2) 不正改造車の排除のための情報収集等
 - 不正改造車に関する情報等の提供
- (3) 不正改造車の排除のための取締り等
 - 自主点検の実施

自動車特定整備事業に係る国土交通省ホームページ掲載のお知らせについて

国土交通省ホームページに特定整備事業関係情報の専用ページ「自動車特定整備事業について」が開設され、同ページにおいて、電子制御装置整備の対象車両及び整備用スキャンツールの情報等が掲載されましたのでお知らせします。

なお、上記 対象車両及び整備用スキャンツールリストは随時更新されますので、ご留意下さい。

国土交通省ホームページ「自動車特定整備事業について」

自動車⇒◆自動車整備事業⇒自動車特定整備事業について

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000016.html

The screenshot shows the official website of the Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (MLIT) in Japan. The top navigation bar includes links for YouTube, Twitter, text size adjustment, standard view, zoom, and audio. The main menu has categories like Home, About MLIT, News & Announcements, Policies & Laws, Budget, Open Data, etc. A search bar is also present. Below the menu, a large banner for 'Automobile' is visible, followed by a breadcrumb trail: Home > Policy & Work > Automobile > Automobile Specialized Maintenance System. A sub-section titled 'Automobile Specialized Maintenance System' is highlighted. A central text box explains the new system: 'Automobile maintenance systems are, from now on, those that are taken out and disassembled, and then repaired or modified without changing the scope of the device. This includes electronic control unit maintenance, which will be expanded. As a result, starting from April 1st of this year, the term "Automobile Specialized Maintenance System" will be used instead of "Automobile Maintenance System", and it will start from April 2nd of this year.' Below this text are two informational posters: one titled 'Maintenance required! Specialized maintenance of automobiles' and another titled 'STOP illegal maintenance!!'. Both posters provide details about the new regulations.

自動車特定整備制度の概要

自動車特定整備制度は、従来からの分解整備に加え、自動ブレーキなどに使用される前方を監視調整や自動運行装置の整備について、「電子制御装置整備」と位置づけ、その整備に必要な事業場(

保適証サービス体験版の日整連自動車情報サイトへの掲載について

保適証サービスの運用を開始していない指定整備事業者に保適証サービスの使用感を体験していただくことを目的として、保適証サービス（ブラウザ型）を利用する際の画面遷移などについて、ボタン操作を伴う形で疑似体験できるツールが日整連自動車情報サイトに掲載されましたのでご案内します。

ただし、保適証作成画面で入力等した値については、画面には反映されません。また、保安基準適合標章や管理簿のPDFファイルを出力することも可能ですが、入力されている値はサンプルの値です。

【参考】

日整連自動車情報サイト：<https://www.jaspa.or.jp/portals/ossuser/index.html>

The screenshot shows the JASPA website's main menu with a green header bar. Below the menu, there are three main sections: 'マイカーをお持ちの方向け' (For car owners), '自動車整備士・志望者向け' (For auto repair technicians/interested parties), and '整備事業者向け' (For repair shop operators). The '整備事業者向け' section is highlighted with a red circle around the '継続検査OSS関連窓口' (OSS-related window) link. The page also features a sidebar with various links related to OSS and other services.

This screenshot shows the 'OSS' service section with two main boxes: '■保適証サービス (日整連)' and '■継続検査代理申請サービス (日整連)'. The left box contains links for '保適証サービス ログイン', '保適証利用者管理サービス ログイン', and '保適証サービスに関するFAQ'. The right box contains links for 'OSS申請共同利用システム (AINAS)', 'OSS代理申請に関するFAQ', and '各種申込書及び届出書'. A red circle highlights the '保適証サービス (体験版)' link in the FAQ box. Below these boxes are two dashed-line boxes for 'リンク先: 一般財団法人自動車検査登録情報協会' and 'リンク先: 公益財団法人自動車情報利活用促進協会', each containing several informational links.

レバーレート算出ソフト【標準版】の更新及び レバーレート算出ソフト【簡易版】の作成について

今般、（一社）日本自動車整備振興会連合会（日整連）ホームページ上に公開しております標記ソフト及びマニュアルについて、バージョンアップが実施され、また、青色申告等にて所得の申告をしている小規模な専業工場事業主等において簡便に自社の目標レバーレートを算出することができる、「レバーレート算出ソフト【簡易版】」（EXCEL）が作成されましたので、お知らせします。

※「レバーレート算出ソフト」については日整連ホームページ内の下記アドレスに掲載しておりますので、下記アドレスに直接リンクしていただいてもかまいません。

<https://www.jaspa.or.jp/member/introduction/laborrate.html>

レバーレート算出ソフトのご紹介

<Excelファイル>【標準版】(Ver.1.1)、【簡易版】(Ver.1.0)
一般社団法人日本自動車整備振興会連合会

本ソフトは、自社の決算書（損益計算書、販売費及び一般管理費内訳書、製造原価報告書等）のデータを入力することで、経営の健全化には欠かせない、自社の決算に基づく前期平均レバーレート及び本期目標レバーレートを自動的に算出することができます。

なお、通常の算出方法による【標準版】に加え、小規模事業場において青色申告決算書等により簡易的にレバーレートを算出できるよう、【簡易版】の算出ソフトを用意しましたので、貴社の形態に合わせご活用ください。

※レバーレート算出に必要となる稼働時間率（0.68）や一般管理費負担率等の設定条件については、業界の標準的な数値を採用しております。

レバーレートについて

自動車整備料金の基本的な組立ては、[標準点数（標準時間）×レバーレート]です。これは、物を製造する際の製造原価と同様の考え方で広く理解されております。

レバーレートについては、個々の企業において適切な原価計算に基づいて算出しなければなりませんが、原価計算方法が複雑なこともあります。規模の小さい事業場ではレバーレートは地域横断で決めるといった傾向があり、お客様の整備事業場への不信感の基になっております。

レバーレート算出ソフトについて

本ソフトは事業場が決算の数値を活用し、推測ではなく事実による「経営管理」によって、「適正原価」+「適正利益」=「適正売価」の原則を活用し、お客様に信頼される適正料金を設定し、的確な整備の実施とともに信頼される整備業として発展されることを目的に作成いたしました。

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金 (労働者を雇用する事業主の方向け) <4月以降分>

令和2年4月1日から6月30日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、**有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主についても助成金の対象となります！**

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等に通う子ども
- ② 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある子ども

* 詳細は裏面をご参照ください

事業主の皆様におかれでは、**本助成金を活用して有給の休暇制度を設けていただき、年休の有無にかかわらず利用できるようにすることで、保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境**を整えていただけるようお願いします。

【助成内容】

- **有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10／10**

具体的には、対象労働者1人につき、対象労働者の日額換算賃金額（※）×有給休暇の日数により算出した合計額を支給します。

※各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの（8,330円を超える場合は8,330円）

【申請期間】

- 令和2年4月15日頃に支給要領等の公表、申請受付開始の予定です。

①具体的な手続きは追って公表いたします。

②お問い合わせについては、下記のフリーダイヤル（センター）まで

0120-60-3999 (受付時間：9:00～21:00 ※土日・祝日含む)

※ 詐欺にご注意ください。国や委託事業者から、助成金の相談について電話等で勧誘することはありません。
また、振込先、口座番号やその他の個人情報を個人の方に電話等で問い合わせることはできません。

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

- 「臨時休業等」とは

→ • 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所等から利用を控えるよう依頼があった場合が対象となります。
なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です。（※ただし、校長が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は、3月以前分についても対象です。）

- 「小学校等」とは

→ • 小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る。）、特別支援学校（全ての部）

- ★ 障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）等も含む。
- ・放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
- ・幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等

②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある子ども

- ➡ (ア) 新型コロナウイルスに感染した子ども
(イ) 新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども(発熱等の風邪症状、濃厚接触者)
(ウ) 医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども

※ 学校の場合は、校長が出席を停止し、又は出席しなくてもよいと認めた場合をいいます。

③対象となる保護者

- ➡ ・親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母等）であって、子どもを現に監護する者が対象となります。
・上記のほか、各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族も含みます。

④対象となる有給の休暇の範囲

○土日・祝日に取得した休暇の扱い

「①に該当する子ども」に係る休暇の対象は以下のとおりです。

- ・学校：学校の元々の休日以外の日（※日曜日や春休みなど元々休みの日は対象外）
- ・その他の施設（放課後児童クラブ等）：本来施設が利用可能な日

「②に該当する子ども」に係る休暇の対象は以下のとおりです。

- ・元々の休日にかかわらず、令和2年4月1日から同年6月30日までの間は全ての日が対象

○半日単位の休暇、時間単位の休暇の扱い

・対象となります。

なお、勤務時間短縮は所定労働時間自体の短縮措置であり、休暇とは異なるため対象外となります。

○就業規則等における規定の有無

・休暇制度について就業規則や社内規定の整備を行うことが望ましいですが、就業規則等が整備されていない場合でも要件に該当する休暇を付与した場合は対象となります。

○年次有給休暇や欠勤、勤務時間短縮を、事後的に特別休暇に振り替えた場合の扱い

・対象になります。（ただし、事後的に特別休暇に振り替えることについて労働者本人に説明し、同意を得ていただくことが必要です。）

○労働者に対して支払う賃金の額

・年次有給休暇を取得した場合に支払う賃金の額を支払うことが必要です。
(助成金の支給上限である8,330円を超える場合であっても、全額を支払う必要があります。)

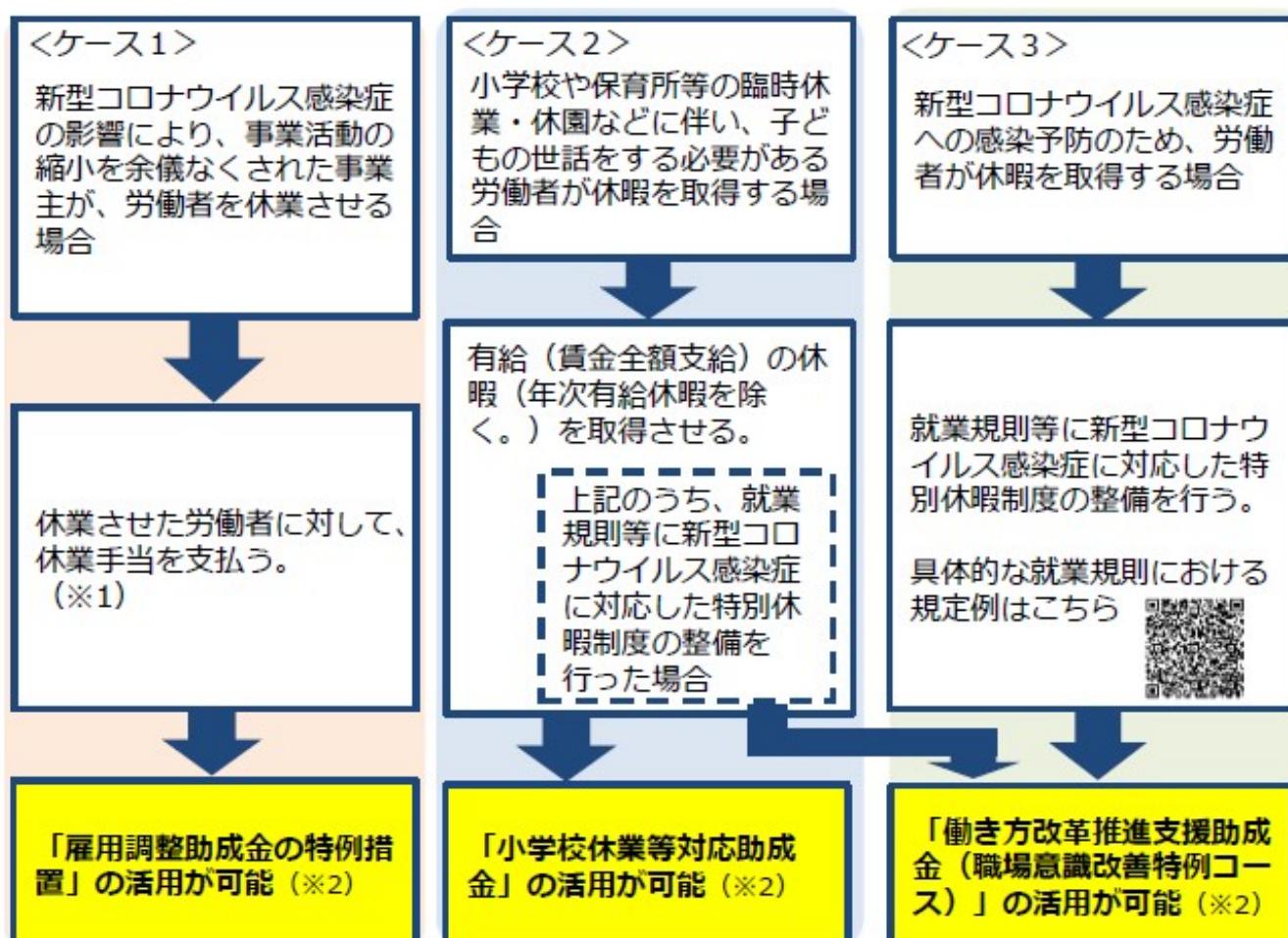
令和2年4月10日作成

妊娠中の女性労働者が休みやすい 環境の整備について配慮をお願いします



現時点では、新型コロナウイルスについては不明な点が多いですが、一般的に、妊娠の方が肺炎にかかった場合には、妊娠していないときに比べて重症化する可能性があります。

パートタイム労働者、派遣労働者、有期契約労働者など、多様な働き方で働く人も含め、妊娠中の女性労働者に配慮いただき、以下の助成金を活用する等により「休みやすい環境の整備」をお願いします。



① 留意事項 労働者の雇用の維持について

労働者が特別休暇等の申出を行ったこと等を理由とした「解雇（※3）又は雇止め（※4）」は行わないようお願いします。

（※3）「解雇」について、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない解雇は無効となることとされています。また、有期労働契約については、やむを得ない事由がある場合でなければ、契約期間満了までの間に解雇をすることはできないこととされています。

（※4）有期労働契約の期間満了に伴う「雇止め」については、①過去に反復更新された有期労働契約で、その雇止めが無期労働契約の解雇と社会通念上同視できると認められる場合、②有期労働契約の契約期間の満了時に、労働者がその有期労働契約が更新されるものと期待することに合理的な理由があると認められる場合に、使用者が雇止めをすることが、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められないときには、その雇止めは無効となることとされます。



厚生労働省・都道府県労働局

☞裏面に続く

雇用調整助成金の特例措置 の助成内容

助成金の概要

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成する助成金制度です。

支給対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主

特例措置の 主な内容

- ①解雇等を行わない場合の休業手当に対する助成率を最大9/10に引き上げ
- ②雇用保険被保険者でない労働者も休業の対象
- ③生産指標の要件を緩和
- ④事業所設置後1年以上を必要とする要件を緩和
- ⑤計画届の事後提出を可能とし提出期間を延長

お問合せ先

雇用調整助成金に関するコールセンター（0120-60-3999）



詳細はこちら

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudo/u/koyou/kyufukin/pageL07.html

小学校休業等対応助成金 の助成内容

助成金の概要

小学校休業等により子の世話をする保護者に有給の休暇を取得させた企業を支援する助成金制度です。

支給対象

令和2年2月27日から6月30日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主

- ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等に通う子ども
- ②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある子ども

お問合せ先

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター（0120-60-3999）



詳細はこちら

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudo/u/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

働き方改革推進支援助成金(職場意識改善特例コース) の助成内容

助成金の概要

特別休暇を就業規則に規定することに向けて、支給対象となる取り組み費用の一部を助成（助成率3/4など）する助成金制度です。【助成上限額：50万円】

支給対象

労働者災害補償保険の適用事業主で、特別休暇の規定の整備を行う中小企業の事業主

支給対象の取組例

- ①就業規則などの作成・変更
 - ②外部専門家によるコンサルティング
 - ③労務管理用機器の導入・更新
 - ④労働能率増進に資する設備の導入・更新
(パソコン等の購入費用は対象となりません)
- (※ 特別休暇の整備として、必要な手続きの上、事業実施期間中に就業規則が施行されていることが必要となります。)

お問合せ先

最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部又は雇用環境・均等室



詳細はこちら

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudo/u/roudoukijun/jikan/syokubaisiki.html

2020年4月10日版

令和2年度 CO・HC測定器定期校正の実施計画について

認証工場を対象とする標記定期校正を通達に基づき、下記により実施致します。

また、該当支部の事業場（認証工場）には追って案内しますが、あらかじめご承知下さい。

支 部	実 施 日	実 施 場 所	時 間
都 留	令和2年 6月 15日(月)	(有)三協自動車修理工場	9:30～16:00
韮 崎	7月 29日(水)	協 同 組 合 アムス 韮 崎	9:30～16:00
甲 府 北	8月 5日(水)	甲府車検センター協業組合	9:30～16:00
塩 山	9月 1日(火)	塩山車検センター協同組合	9:30～16:00
南アルプス北	12月 9日(水)	アクティブ カーズ	9:30～16:00
南アルプス南	12月 16日(水)	井 上 モ 一 タ 一 ス	9:30～16:00
日 下 部	令和3年 1月 28日(木)	振 興 会 実 習 場	9:00～16:00
甲 府 南	2月 3日(水)	振 興 会 実 習 場	9:00～16:00
市 川	2月 19日(金)	久 保 田 自 動 車 工 業	9:30～16:00

=研修・講習会=

電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習について

令和2年4月から施行された特定整備制度において、従来の分解整備の認証（特定整備分解）に加え、電子制御装置整備の認証（特定整備電子）を取得する際、選任しようとする全ての整備主任者が「1級自動車整備士（1級二輪は除く）」または「1級二輪、2級自動車整備士であって支局が行う講習を修了した者」であることが必要となります。

つきましては、電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習を下記のとおり開催しますのでご案内します。

記

1. 講習日及び申込期間

講習日	申込期間
5月 21日（木）	5月 8日（金）～18日（月）
6月 18日（木）	6月 5日（金）～15日（月）

※新型コロナウイルス感染拡大防止の為、開催を中止する場合があります。